

健全化判断比率及び資金不足比率とは

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

これは、従来の普通会計を範囲とする指標に加え、特別会計、公営企業会計等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の的確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の財政破綻を防ごうとするものです。

比率算定の結果、いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画の策定を、また公営企業においては、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

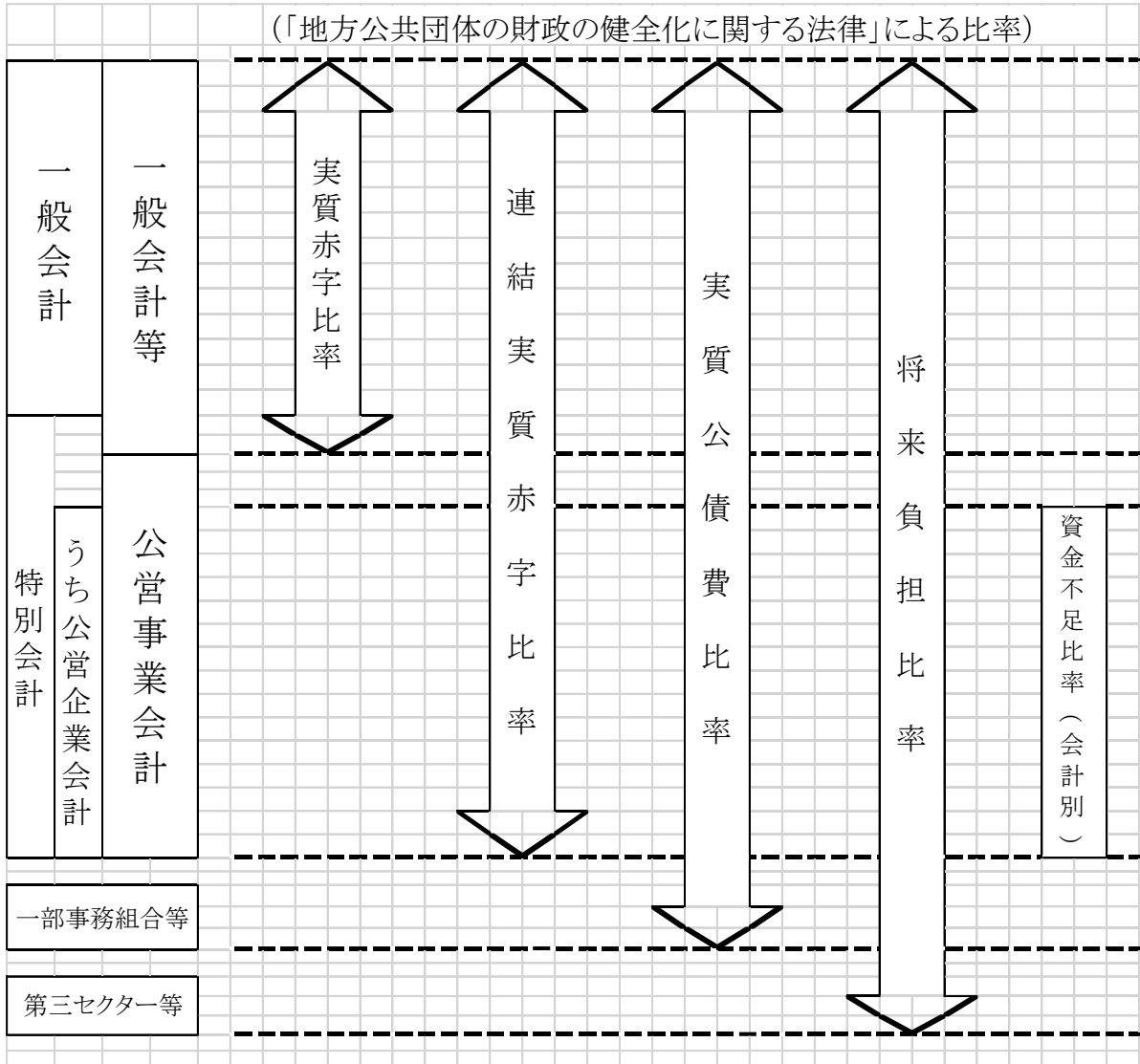
また、将来負担比率を除く 3 つの健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』は、自治体の財政破綻を早い段階で防止することを目的とした法律です。

健全化法の特徴

- ① 財政状況の悪化の度合いを示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標（健全化判断比率という）及び公営企業の資金不足比率の公表を義務付けることにより情報開示の徹底を図る。
- ② 財政破綻を未然に防ぐため早い段階で財政の健全化を図るための仕組みを導入している。
- ③ 一般会計を中心とした収支の指標だけでなく、すべての会計を連結し、ストック（負債等）も含めた財政状況を示す。
- ④ 健全化判断比率及び資金不足比率によって、自主的な改善努力による財政の健全化や国の関与による再生の必要性を判断します。

健全化判断比率等の対象会計イメージ



※一般会計等：

各地方公共団体ごとの比較を行うため、団体ごとに異なる各会計の範囲などを統一した会計区分。

※うち公営企業会計：

有田市の場合、「上水道事業会計」、「病院事業会計」、「漁業集落排水事業特別会計」が該当する。

実質赤字比率とは

福祉、教育、まちづくりなどの事業を行う一般会計等の実質赤字額が標準財政規模（その地方公共団体で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標）に対してどれくらいの割合かを判定します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは

有田市には一般会計をはじめ病院や水道などの公営企業会計、国民健康保険、介護保険などの特別会計をあわせて7会計（初島財産区特別会計を除く）があります。それらの各会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを判定します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率とは

一般会計等が負担する借入金（市債）の返済額（元利償還金及び準元利償還金）が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを判定します。（準元利償還金とは、一般会計等から他会計への繰出金のうち借入金の返済に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち借入金の返済に充てたものなどをいいます。）

$$\text{実質公債費比率} \\ (\text{3カ年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額})}$$

将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを判定し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来負担すべき負債として計上する将来負担額には、一般会計等の借入金残高、他の会計の借入金返済に充てるために一般会計等が今後負担する見込額、一部事務組合の借入金返済に充てるために一般会計等が今後負担する見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、地方公社等の負債などのうち一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などがあります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額})}$$

資金不足比率とは

公営企業の資金の不足額が事業の規模（事業収入）に対してどれくらいの割合かを判定し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

比率が悪いとどうなる？

◆早期健全化基準(■ イエローカード)

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政悪化の要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの 3 つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすることを目標とした財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告しなければならないこととされています。また、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは総務大臣又は県知事は必要な勧告をすることができることになっています。

◆財政再生基準(■ レッドカード)

再生判断比率(健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの比率)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の 3 つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすること等を目標とした財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣へ報告しなければならないこととされています。また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ災害復旧事業費等を除き、地方債の起債ができなくなります。さらに、財政運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとされています。

◆公営企業の経営健全化基準

公営企業(病院や水道)を経営する地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営悪化の要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標とした経営健全化計画を議会の議決を経て定めなければならないこととされています。

(なお、上記の財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定は平成 20 年度決算から適用されています。)